

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成16年5月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社京都エステート

代表取締役 金子 武久

東京都品川区東五反田二丁目14番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ洛南ショッピングセンター

京都市南区吉祥院御池町31番地

(2) 変更する事項

| 変更する事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|-------------------------|--|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 イオン株式会社 午後11時、その他の小売業者 午後10時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時から午後10時 30分まで | 午前8時から午後11時30 分まで |

(添付図面省略)

(3) 変更年月日

平成16年6月1日

3 届出年月日

平成16年4月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年5月13日（木）から同年9月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成16年9月13日（月）

(産業観光局商工部商業振興課)